

平成 21 年 5 月 27 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19530502

研究課題名（和文） 養護型不登校経験者の社会的自立促進要因に関する研究

研究課題名（英文） Study on the Factors which Help Persons with Experience of 'Yogo-type School Refusal' Live a Independent Life.

研究代表者

西原 尚之 (NISHIHARA NAUYUKI)

福岡県立大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：50316163

研究成果の概要：本研究は養護型不登校（長期的な経済的不利に由来する学力不振を伴う不登校）を経験した子どもたちが社会的に自立していくための要因と課題を明確にしようとしたものである。そのため生活保護率が極めて高い地域で暮らす不登校児 69 人（うち生活保護世帯 58%）のフォローアップ調査を実施した。中学卒業時点での進路は高校進学が 56%、無職 32%であった。学歴が確定している調査対象者の 7 割が中卒であった。調査時点で社会的（経済的）に自立している群と自立していない群の相違は後者が前者に比べ生活技能の困難、ソーシャルサポートネットワークからの疎外を経験している傾向が高かった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	900,000	270,000	1,170,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：不登校・フリースクール・貧困・生活保護・経済格差・教育格差

1. 研究開始当初の背景

「養護型不登校」とは長期間の経済的困窮に起因するストレスに晒された家庭が子どもへの養育、教育機能を十分に果たせない中で、子どもたちが教育から疎外された環境に陥り、学力不振・学校不適応というプロセスを経ながら最終的に学校に行けなくなる（行かなくなる）状態を意味する。本研究は養護型不登校を経験してきた子どもたちが社会に出て自立した生活を送っていくための要因を分析し、養護型不登校支援の方向性を明確にすることを目的としている。

旧産炭地域の福岡県筑豊は昭和30年以前にはエネルギー産業の源として隆盛を誇ったが、国のエネルギー政策転換後は閉山が続き多くの失業者を生み出した。その受け皿となったのが生活保護制度であるが、A町（筑豊を代表する地域）の生活保護率は現在でも全国平均の10数倍（平成16年度：全国平均11.1%・A町159.3%）であり、この歴史的課題は解決されているとは言い難い。こうした高い生活保護率が継続している一要因として貧困の連鎖、つまり生活保護2世、3世の存在が指摘されているものの有効な手だてがないのが現

状である。

筑豊地域の経済は閉山以来国からの豊富な公共事業で支えられてきた。したがって生活保護を利用してない世帯もこの公共事業の恩恵を受けて生活を継続させることができてきた。しかし公共事業の裏づけとなってきた石炭六法が打ち切られ、加えて生活保護の抑制路線は一層強化される予想下にある。こうした状況で焦眉の課題は経済的・教育的・養護的課題を抱えている家庭で成長した次世代が同じような生活困難に陥ることを回避し、社会的な自立を促進する支援施策を明確にすることである。本研究はそのために教育・就労・生活面で実効性のある具体的方法を導き出すための素材を提供し、福岡県、筑豊地域の自治体等に対して政策面での寄与が可能であると予測している。

また、筑豊地域は歴史的課題の影響で養護型不登校が顕著な地域性を持つが、長期の経済的困難と教育的疎外状況から不登校に陥り、結果的に社会的自立を果たせない子どもたちは全国どこの地域にも存在している。したがってこうしたタイプの不登校支援、就労支援、生活支援の在り方を考える基礎資料としても本研究は意義あると考えられる。

2. 研究の目的

研究代表者はA町にある不登校児のフリースクール（以下Bスクール）で約8年間スタッフへのスーパーバイザーとして支援活動を行ってきた。そこで接してきた不登校児は都会型の登校拒否と比較して家庭養育環境、経済的困窮、学力不足の面で大きく異なっていた。特に通級児の過半数が生活保護世帯であること、また通級児の約3人に2人が学習面で大きなハンデを抱えているような状況が特徴であった。

そこで本研究はBスクールの利用者に対して通級時の状況と通級後の生活状況を調査し養護型不登校経験者が社会的に自立していく上での課題と促進要因を明確にしようと試みた。この結果から学力・経済・養育面でハンデを抱えて成長してきた子どもたちが社会的自立を果たすための課題と促進要因を明らかにするとともに、福祉・労働・教育面での支援方向を提示してみたい。

具体的な調査内容は

- (1) Bスクールを利用した不登校経験者（69人）の通級時の状況
- (2) 中学を卒業してからの就学状況・就職状況・家計・結婚・出産育児状況等
- (3) 生活保護家庭出身者（40人）と非生活保護家庭出身者（29人）間における進学状況、就職状況および現在の生活状況の相違点。
- (4) 生活保護家庭出身者を社会的に自立しているグループ（経済的に自立した状況）と社会的に自立していないグループ（生活保護受給）に分類し

た場合の両者の相違点。

(5) 特に社会的に自立しているグループが教育的・経済的ハンデを克服して就労、経済的自立を継続させている要因。

3. 研究の方法

(1) 調査対象：1997年から2007年3月までの間にBスクールに正式入級し継続して通級した利用者69人。

(2) 調査期間：2007年3月～2007年11月

(3) 調査方法

①全調査対象者69人のデータベース作成。研究代表者のスーパービジョン記録、Bスクール指導記録、およびBスクールスタッフへのインタビュー調査に基づく情報。主な項目は基本属性、Bスクールへの入級理由、退級理由、退級直後の進路、最終学歴、職業、収入等。これらの情報は主に量的分析に使用した。

②69人の調査対象者のうち調査依頼に応じた21人（全調査対象者の30%・協力依頼者の47%）へのインタビュー調査。インタビューは協力者が指定した場所で1時間から1時半程度かけて行われた。聞き取りは半構造化面接法で実施し質問内容はBスクールに通級するようになったいきさつ、通級時の状況、中学卒業してから現在までの生活状況で構成した。聞き取った情報から逐語記録を作成し質的分析の素材とした。

(4) 倫理的配慮

①Bスクール運営者からは事前に研究への承諾を得た。

②インタビュー協力者には調査内容を研究目的として使用する旨を説明し全員から文書で承諾を得た。

③事例記述は本人が特定できないように修正を加えた。

4. 研究成果

(1) 調査対象の属性：調査対象69人中、性別は女子が47人（68%）、男子が22人（32%）であった。調査時点での年齢は24歳が最年長で2人、以下23歳7人、22歳9人、21歳8人、20歳3人、19歳10人、18歳4人、17歳4人、16歳13人、15歳4人、13歳1人、11歳1人、10歳1人、不明2人である。

(2) Bスクール通級時の状況

①学力

通級児の学力評価は教員経験を持ったBスクールのスタッフ2名によって行われた。評定基準はA：標準以上（同学年のクラスに在籍すると学力的に上位に位置する）、B：標準範囲（同学年と同等レベルまたは再登校すれば何とかキャッチアップできる範囲）、C：標準以下（同学年のレベルを下回り、再登校しても全く授業についていけない範囲）、D：標準を大きく下回る（同学年のレベルを大きく下回り、知的発達の問題も疑われる）の4段階を設定した。その結果標準以上と評定できる通級児は2人のみであった。現在不登校で学力が遅れているものの学校に復帰して授業を受け、家庭教師などの補助学習を

強化すれば何とか通常授業についていけるB範囲は20人(29%)と3割に満たなかった。一方残り7割近くの通級児はたとえ再登校するようになっても通常授業をととも理解できないほど学力が低下していた。その中にはD評価の19人が含まれている。例えば中学生になっても一桁のかけ算ができない、または作文課題ではすべて平仮名の単文しか書けないような学力レベルである。実際このうち5人は児童相談所で知的発達障害という心理判定結果を受けている。残り14人も同様の知能検査を施行すれば境界レベル範囲を含め何らかの知的発達課題が指摘される可能性が高いケースであった。

②家庭の状況

家族構成は母子家庭25(36%)、父子家庭2(3%)であった。また母親の長期入院、父親の収監などで一方の親が不在の状態の家庭も加えると実質上一人親家庭が半数に上る。無論一人親家庭であること自体には何の問題もないが、親一人が家計と家事両方の主体になるには多くの困難が予測される。また親が精神的な問題を抱えているケースが9(13%)あった。これらは統合失調症、気分障害、人格障害など長期の療養を必要とする精神障害であった。こうしたケースでは総じて家事や子どもへの基本的な養育が行き届かないネグレクト傾向が顕著であった。ネグレクト傾向は知的障害を疑われる保護者の家庭(6ケース)を含めBスクールのケースでは散見された。またネグレクト以外にも明らかな身体的・性的アブユーズと認定できるケースも5事例存在した。

③経済面

家庭を維持する上の基盤となる家計を概観すると生活保護受給家庭が40(58%)と過半数を超えていた。またこれに日雇いで労働や年金のみで生活を営んでいる「厳しい家計状況の家庭」8(12%)を加えると、Bスクール通級児の3人に2人は経済的に窮した家庭で生活していた。とりわけ母子家庭25のうち21家庭(84%)、精神障害または知的障害を持つ保護者家庭15のうち11家庭(73%)が生活保護受給世帯であった。さらに通級児の学力を生活保護受給の有無で比較してみると、生活保護受給家庭の通級児は非受給家庭の通級児と比べ有意に学力が低い結果が示された(表1参照)。この結果は経済的困窮が子どもたちを教育的デプリベーションに晒す傾向を示唆していると言える。

表1 生活保護と学力レベルの相関

学力	A・B	C・D	合計
生活保護受給	5	35	40
生活保護非受給	17	12	29
合計	22	47	69

$P < .001$ (Fisher's exact test by SPSS)

(3) 中学卒業後の状況

①Bスクールの退級理由

Bスクールを退級した理由は学校に復帰した者が17人(25%)で4人に1人がBスクールをステップにして学校への復帰が可能になっている。また中学校3年の卒業時点まで通級を続けていた者が31人(45%)と最も多かった。その他転校やBスクールへの通級困難等で退級した者も21人(30%)あった。

②卒業時点での進路

調査対象者69人のうち調査時点で小学校または中学校に在学している7人を除いた62人が中学校を卒業した直後どのような進路に進んだかを調べた。高校進学(本研究では特別支援学校高等部、職業訓練校を含める)が35人(56%)であり全国平均の高校進学率(97.8%:2008年度)と比較して顕著に低い結果であった。進学した35人が進学した学校の内訳は普通高校が11人と約3割で最も多く、以下通信・単位制高校7人、定時制高校6人、特別支援学校高等部4人、職業高校4人、高校不登校支援学級2人、職業訓練校1人であった。

また正規職員としての就職は皆無であった。卒業直後アルバイトを始めた者が3人(5%)であり、残り20人(32%)が進学も就職もしない無職状態という注目すべき結果であった。

③学歴

調査対象者69人のうち進学しなかった者は23人(無職20人・アルバイト3人)、高校に進学したが中途退学した者が8人、高校(特別支援学校、職業訓練校を含む)を卒業した者が11人、さらに短期大学(対象者に4年制大学卒業者はいなかった)2人で残り21人は小学校、中学校、高校のいずれかに在学中であった。不明、その他は4人である。

このうち学歴が確定している44人を取り上げてみると中学卒業まで(高校中途退学を含める)が31人(70%)と最高で、以下高校卒業までが11人(25%)、短大卒が2人(5%)であった。この学歴分布を生活保護受給との関連で整理したものが表2である。

表2 学歴と生活保護の関連性

	生活保護受給	生活保護非受給
中学卒業	23	8
高校卒業	6	5
短大卒業	0	2

学歴が「中学卒業まで」に生活保護受給家庭の通級児が占める割合は74%、「高校卒業まで」の場合は54%、「短大卒」が0%であった。学歴が低いほど生活保護を受給している率が高い傾向が示された結果であった。

④生活状況

在学中および不明・その他を除いた36人が調査時点でどのように生活を営んでいるかを調べた。そのうち18人(50%)が就労によって生計を立てていた。雇用形態は常勤職が4人、準常勤職(正規雇用ではないが週5日程度の勤務、社会

保険有り、月給制など常勤に近い雇用形態)が6人、パート勤務(日雇い雇用・時給制のアルバイト等)が8人であった。常勤職の職種は工員2人、情報(IT)関連1人、警備会社1人であった。準常勤職の職種は建設業関係2人、スーパーマーケット店員1人、運搬業務1人、カラオケ店1人、水商売1人であった。パート勤務の職種は土方・左官2人、スーパーマーケット店員1人、派遣会社(工員・電話オペレーター)2人であった。また専業主婦として生活を営んでいた者は2人であった。施設や、病院に入所・入院していたのは3人であった。以上のどれにも属さず無職(生活保護や実家に寄生)しながら生活していた者は13人(36%)とかなり高い割合を占めていた。

⑤生活保護の受給状況

調査時点で生活保護を受給していたケースは18(26%)、非受給のケースは37(54%)、不明・その他が14ケース(20%)であった。生活保護を受給している18人のうち在学中が半数の9人であった。残り9人が中学校を卒業して学業、就労から疎外され社会的自立が困難なケースと推測できる。

⑥通級時の生活保護受給状況との関係

Bスクール通級時に生活保護を受給していたケースは40(58%)であった。このうち18ケースが調査時点でも生活保護を受給中(ただし9ケースは在学中)であった。14ケース(35%)は生活保護を受けずに生活していた。どちらか不明が8ケースあった。一方Bスクール通級時に生活保護を受給していなかった29ケース中、調査時点で生活保護を受給していることが確認できたケースはなかった。本調査の数値のみで言うと生活保護家庭で生活を受けた子ども(40)が成長して再度生活保護を受けるケース(9)は最低でも23%に上り、経済的困難が世代を連鎖する傾向がここでも確認できた。

(4)事例研究：インタビュー調査

①事例研究の目的と枠組み

前述の量的分析によって養護型不登校経験者は学歴や就労の面で大きな困難に直面する可能性が高いことが示された。特に社会的自立から疎外されている状況は無職、またはそれに準じる状態で生活保護を受給しているケースに象徴化されていると推測できる。本研究の対象で考えるとBスクール通級時に生活保護を受給していた通級児のうち調査時に在学中、入院中、入所中でないにもかかわらず生活保護を受給していた9ケースに該当する。一方通級時には生活保護を受給していながら調査時点では受給していなかったケースも14存在している。事例研究では生活保護が世代を超えて継続している要因と受給を継続させているケースとそうでないケースの相違点を素描することを目的としている。

②生活保護を継続させているケース

【事例1：心理行動面の課題が顕著なケース】太郎(仮名)、22歳男性。母親(無職で生活保

護受給中)と同居。太郎は中学2年生から不登校になった。直接の理由は担任に注意を受けたためだが、「学校に行きたくない」という太郎の言葉に母親も「あんな先生なら行かなくても良い」と承諾し不登校状態になった。その後ひきこもり状態をしばらく続けていたがBスクールのスタッフの家庭訪問が実を結びBスクールに中学卒業まで通級した。中学卒業後に定時制高校に入学するが公共交通機関を利用するのが苦手でタクシーで通学していたため金銭的に立ちゆかなくなってしまった。太郎は家計のことを気にして「高校に行っても意味はない」と言いだし、高校も母親も退学に同意した。退学してから太郎はBスクールに通級する以前のように家にひきこもった。アニメのキャラクター模写が好きで最初のうちは同人雑誌に投稿していたが現在ではそれもない。家にはパソコンもなく外界とは間接的にも接触がない生活である。外出は月に1、2回母親とタクシーで出かける程度で単独での外出はない。最近では母親への不満が多く時には母親に対しての暴力も見られる。

【事例2：生活技能の未熟さが就職困難につながっているケース】次郎(仮名)、23歳男性。両親(日雇い・生活保護受給中)、きょうだいと同居。次郎は小学校5年生までは休みがちではあったが登校していた。以後勉強についていけない面はあったが特にこれといった理由もなく不登校になった。両親も不登校については関心がなかった。Bスクールのスタッフが訪問をして通級を誘いBスクールを利用し始めた。しばらく通級していたが通級に必要なわずかな保険料納入を親が拒否したためBスクールから退級することになる。その後は時々中学校の先生が訪問してくれる程度で、自ら外に出て遊んで回ることもせず淡々と時が流れた。中学校は全く学校に行かずそのまま卒業となっている。中学を卒業してからは親戚が営んでいる建設業の下請け会社で準常勤として働くようになったが、2年ほどで仕事がなくなり会社は倒産、次郎も失職した。その後は父親と同じように日雇いの仕事でしのいでいる。日雇いの土方は月10万円にも満たない。内臓疾患で通院しているため医療費がまかなえず生活保護を受けている。日雇いの土方よりコンビニで働く方が楽だからと思って何度かアルバイトの応募を試みたが採用には至っていない。

【事例3：不況とネットワークからの疎外で就職できないケース】三郎(仮名)、17歳男性。両親(日雇い大工・生活保護受給中)ときょうだいと同居。小学校の時は登校していたが中学校1年の時にイジメにあったのが学校に行かなくなった直接のきっかけ。他のきょうだいも多くが不登校だったこともあり親は何も言わなかった。三郎は勧められるままに姉の通っていたBスクールに通級を始め結局中学卒業するまで通級した。就職するつもりで進学はしなかったが就職先を見つけることができなかった。その

ため職業訓練校に入学し1年間かけて専門的な技術を学習した。しかし訓練校を卒業しても就職口はなかった。1年半職探しをしている。就職先は広告で探しハローワークは利用したことがない。就職先の職種にこだわりはないが面接に行っても採用にまで結びつかない。新聞配達や日雇いのアルバイトで稼いでいるが実際は生活保護を受けている親に生活を依存している。

③小括：その1

Bスクール通学時から就労を期待される時期になっても生活保護を受給せざるを得ない状況の3ケースを紹介した。事例1はひきこもりの事例で心理的にも多大な課題を抱えているケースである。これは養護型不登校に特有な問題ではない。経済的に裕福な家庭であれば親の扶養のもと、親が子どものひきこもり状況を解消しようとして焦燥しているケースであろう。事例2、3が養護型不登校の予後として特徴的なケースといえる。事例2は長期間の教育デプリベーション状況に置かれた結果としての生活技能欠如である。次郎がアルバイトの採用でさえクリアできない要因は履歴書の書き方、基本的な敬語の言い回し等日常生活に欠かせない基本的な生活技能が身につけていないことによる。事例3は事例2と比較すれば多少は生活技能を身に付けているが社会的・経済的影響を強く受けているケースである。中学卒業の学歴、若年、縁故の欠如（養護型不登校経験者の特徴）は不況下で正規職を獲得するには厳しい状況にある。またこの3例の共通点はいずれも家族、親族単位の扶助機能は見えて取れるが、それ以外の社会的ネットワークからは疎外されている状況で生活している点であった。

④生活保護を継続させてないケース

【事例4：何とか自立できたと判断できるケース】四郎（仮名）、22歳男性、母親（福祉職）と同居。中学校1年の時に担任の指導が合わずに心身に症状が出現して不登校になる。献身的に訪問を重ねた養護教諭の勧めでBスクールに通級を始めた。他人を威嚇するような言動や心身症も時とともに解消し、中学卒業するまでBスクールに休まず通い続けた。四郎は卒業間近になって進学を希望し全日制の職業高校へ進学した。しかし2年時にある問題を起こし保護観察処分を受け退学を余儀なくされた。その後母親、高校の前担任、中学時の養護教諭に励まされ翌年定時制高校に編入した。定時制高校に通学しながら昼間アルバイトをしながら食費を母親に渡していた。母親の「夢」であった高校を四郎は無事に卒業する。自動車免許を取得し車を購入したため高給の仕事を求め知り合いの紹介で建設業に転職する。20万近い月給から母親に月5万円は生活費を渡している。

【事例5：社会福祉システムが有効に機能しているケース】五郎（仮名）、20歳男性、寮生活で実家に母親が生活保護を受給しながら単身で生活。小学校時代から学力不振や友人関係の間

題で学校を休むことが多かった。中学校に入学し不登校になる。昼夜逆転した生活で朝は母親も寝ていて五郎を起こすことができない状態であった。問題意識を持った生徒補導の教員とBスクールのスタッフが協力し毎朝迎えに行くことで何とかBスクールへの通級が可能になった。学力が大幅に遅れていたため児童相談所で心理判定を受けると知的発達障害の可能性が指摘された。反社会的行動もあり適応を危惧されたが中学3年時に本人の意思を尊重しながら特別支援学校中等部への転校を試みた。周囲の心配をよそに五郎はここでリーダー的な存在として活躍し、その後は高等部へ進学した。高等部でも五郎は充実した生活を送った。そして卒業後は身につけた職技能と障害者雇用制度を活かして工場に就職した。初年度は年雇雇用であるが社会保険、賞与も整った待遇である。月収は手取りで10万円満たないものの寮と食事が提供されているため毎月3～4万円は貯金している。母の日にはプレゼント、ボーナス時には世話になった親戚にも贈り物をしているという。

【事例6：結婚が経済的安定のポイントになるケース】春子（仮名）、22歳女性、夫と2人の子ども、母親と同居。校則違反に厳しい担任とそりが合わず中学校は1年の時から行かなくなった。高校進学希望を持っていたので出席日数を稼ぐために中1の2学期からBスクールに通い始める。中3になって苦手な先生が転任し、友達の誘いもあったことから学校に復帰した。高校は第一志望の全日制普通高校に進学したが半年で退学した。中学の時と同様、校則が厳しく先生と対立したのが理由であった。翌年定時制高校に入学したが付き合っていた男性の子どもを出産し1年休学。復学するものの結婚した後再度妊娠出産する。子育てと学業の両立は難しく自主退学した。夫は常勤職で裕福ではないが標準的な生活を送ることは可能であった。退学してから現在まで家計を助けるため短期間のアルバイトを続けている。高額なアルバイトをすると保育料が高くなるため加減している。子どもは保育園に預け緊急の場合は無職の母親が面倒を見てくれるので心配ない状態。

【事例7：男性との関係解消によって生活困難に陥る可能性が高いケース】夏子（仮名）、22歳女性、つき合っている男性の実家に寄生し自宅には母親（無職・生活保護受給中）が独居。小学校5年からイジメを含んだ友達関係を理由とする不登校となる。中学生になっても同様の理由で登校できず母親も「そんなイジメがあるのなら行かなくてよい」と夏子を支持した。中学2年の時にスタッフの誘いによってBスクールへの通級を始め中学3年の卒業まで通い続けた。進学は念頭になく、就職先も決めていなかったため無職のまま母親と生活を始める。スナックのホステスとしてアルバイトを始めるが、薬物濫用のため入院となる。この時は母親が懸命にケアをした。退院後ある男性とつきあい入

籍しないまま20歳で出産する。子どもは男性の実家が引き取った。現在新しい男性とつきあい始め、男性の両親宅に寄生している。男性は日雇い労働で収入は安定していない。夏子は働かず家事を手伝いながら一応の生活を送っている。

【事例8：疾病の悪化によって生活困難に陥る可能性が高いケース】六郎（仮名）、18歳男性、両親（日雇い・生活保護受給中）と同居。学業不振と友人関係で学校は休みがちであったが中学3年時から完全に不登校になる。六郎は小学校のときょうだいとともにしばらくBスクールに通級していた。中学卒業時点では進学、就職は決まっていなかった。卒業後しばらくして親戚の紹介で建設業の仕事に出るようになった。常勤雇用ではないものの月に18日程度働き、15万円程度の収入はあった。しかし腰の病気で毎日の稼働ができなくなり親世帯で生活保護を受給していた。18歳になって腰の状態も良くなり同じ職場で働きだし生活保護は廃止された。しかし腰も完治したわけではなく再発を心配しながらの生活である。

⑤小括：その2

Bスクール通学時には保護者世帯で生活保護を受給していたものの調査時点では生活保護を受給せずに生活している5ケースを紹介した。事例4は多大な困難を克服しながら経済的に自立したケースで養護型不登校経験者の自立成功例の典型である。自立できていない事例1～3と比較して異なる点は家族外のサポートに恵まれていたこと、家族（母親）積極的にサポートしたこと、四郎自身がある程度の生活技能を身につけていたことである。事例5は社会福祉制度を利用したケースである。養護型不登校のケースでは積極的に福祉システムを利用することで自立に結び付く場合があることを支援者は視野に入れておくべきである。事例6は女性に特有なケースで散見される。すなわち安定した収入を得ている配偶者との結婚が自立とみなせる事例である。ただ事例7のように男性の収入が不安定な上にその関係自体が脆弱なケースでは再度社会的自立困難（生活保護受給）につながる可能性が否定できない。これは事例8のように傷病を抱えながら何とか就労しているケースについても同様である。

(5) まとめ

- ①養護型不登校のケースはそうでない不登校のケースと比較して有意に学力が低かった。
- ②ひとり親ケースの84%が経済的困難（生活保護受給）を抱えていた。
- ③精神的・知的障害を伴う保護者の73%が経済的困難（生活保護受給）を抱えていた。
- ④調査対象ケースの高校（特別支援学校等含む）進学率は56%と低迷していた。
- ⑤調査対象ケースの学歴は中学卒業（高校中退を含む）70%、高校卒業25%、大学卒業5%であった。
- ⑥学歴は低いほど生活保護受給経験者の割合が

多かった。

⑦調査対象者ケースの32%が中学卒業時点で進学先も就職先も決めてない無職状態であった。

⑧社会的自立が期待されているケースにおいて生活保護や無職のまま実家に寄生して生活している者は36%であった。

⑨社会的自立（生活保護廃止）には就職、結婚、社会福祉制度活用など様々なタイプがあった。

⑩社会的自立を促進する要因として本人の生活技能と社会的サポートの重要性が示唆された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

Nishihara, Naoyuki (2009) 'Yogo-type School Refusal' and Educational Deprivation Experienced by Children from Disadvantaged Families- Need for Compensatory Education Systems and Collaboration with Families', Japanese Journal of Social Services 5.

【査読あり・印刷中】

〔図書〕（計1件）

西原尚之・益満孝一(2009)『養護型不登校経験者の社会的自立促進要因に関する研究』平成19年度～20年度科学研究費 研究成果報告書 総頁数81頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

氏名：西原 尚之

所属：福岡県立大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：50316163

(2) 研究分担者

氏名：益満 孝一

所属：九州看護福祉大学・看護福祉学部・教授

研究者番号：40296372

(3) 連携研究者